

平成31年4月8日宣告 裁判所書記官 風 間 紀 子

平成30年特(わ)第2384号, 第2515号

判

決

本 籍

住 居

Y

昭和45年 月 日生

上記の者に対する覚せい剤取締法違反被告事件について、当裁判所は、検察官竹山翔悟及び国選弁護人布留川洋之の出席の上審理し、次のとおり判決する。

主

文

被告人を懲役3年4か月に処する。

未決勾留日数中130日をその刑に算入する。

理

由

(犯罪事実)

被告人は、

第1 みだりに、平成30年6月21日午後6時46分頃、千葉縣市川市

路上において、A に対し、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する結晶約0.438グラムを譲り渡し、

第2 法定の除外事由がないのに、同年8月中旬頃から同月25日までの間に、東京都内、千葉県内又はその周辺において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン又はその塩類若干量を自己の身体に摂取し、もって覚せい剤を使用した。

(証拠)

括弧内の甲の番号は証拠等関係カードにおける検察官請求証拠の番号を示す。

判示事実全部について

- ・被告人の公判供述

判示第1事実について

- ・証人 A 及び同 B の公判供述
- ・覚せい剤取引状況報告書（甲3，不同意部分を除く），捜査報告書（甲4，不同意部分を除く），捜索差押調書謄本（甲7，不同意部分を除く），証拠品写真撮影報告書謄本（甲10），写真撮影報告書謄本（甲11，不同意部分を除く）
- ・鑑定嘱託書謄本（甲8），鑑定書謄本（甲9）

判示第2事実について

- ・証人 C の公判供述
- ・領置調書（甲34）
- ・鑑定書（甲36）

（事実認定の補足説明）

第1 争点

弁護人は、被告人は、判示第1について、その日時場所において、A（以下「A」という。）と接触したことはあるが、覚せい剤を譲り渡していない、判示第2について、平成30年8月26日に被告人から採取された尿に覚せい剤が含まれていたことに疑いがあり、被告人が、覚せい剤を体内に故意に摂取したことにも疑いがある、などと主張し、いずれについても無罪である旨主張しており、被告人も、これに沿う供述をしている。

第2 判示第1の覚せい剤譲渡について

1 Aは、判示の譲受けに先立ち、旧知の間柄である被告人に電話をして、借金返済のついでに、覚せい剤の譲渡を依頼し、判示の当日、自転車で、被告人の自宅の前である判示の場所を訪れ、被告人に借金を返済する機会に、被告人から覚せい剤を受け取り、その場を離れて、戻る途中、警察官から職務質問を受けて、逮捕された旨供述している。

警視庁荒川警察署の警察官である B は、判示第1の以前から、被告人に対して、覚せい剤譲渡の嫌疑で張り込みを続けており、判示の当日も、被告人の自宅先の路上に停車した自動車内から、被告人方の動静をうかがっていた、判示の日時頃、A が自転車で現れて、被告人のアパート前路上に停止し、アパートから出てきた被告人と接触し、被告人から四角い封筒様の物を受け取ったのを目撃した、A は覚せい剤譲渡の客であると考えて、A を追跡し、A に職務質問と所持品検査をして追及したところ、A は、ポケットから封筒を出して、被告人から覚せい剤を譲り受けたことを認めた旨供述している。

以上に対し、被告人は、A に対し、以前から金を貸しており、判示の当日は、A は被告人に借金を返しに来たのであり、A から電話を受けて、アパートの前に出て、A から現金を受け取った、被告人から A に覚せい剤入りの封筒を渡したことはない、などと供述している。

前記の A と B の供述は、相互に合致している上、A が受け取ったと供述する封筒の内容物は、鑑定の結果、判示のと通りの覚せい剤約0.438グラムであることが判明しており、また、判示の日時場所において、被告人が A に白い封筒様の物を手渡したことは、B らが、被告人の監視のために設置したビデオカメラの映像（甲3、4）によって、裏付けられている。

したがって、判示第1のとおり、被告人が A に覚せい剤を譲り渡した旨の A と B の供述の信用性は、高いと考えられる。

2 もっとも、弁護人は、B は、被告人と A の接触を目撃した際、約90メートルも離れた場所にいた上、現場のアパート玄関には側壁があり、被告人の行動を目撃する支障となっていたはずであるから、被告人が封筒様の物を A に渡したのが見えたとする供述には、疑問がある旨主張する。しかし、弁護人が指摘する事情を踏まえても、B の供述は反対尋問において揺らいでいない上、前記ビデオカメラの映像によれば、アパート玄関の側壁は、被告人の上半身を視認する上で大きな支障にはならないとかがわれ、B の前記供述が不自然とはいえない。

また、弁護人は、A は、被告人との接触に先立ち、同じ暴力団組織の構成員である D と連絡を取っており、D から覚せい剤を受け取った後、被告人と接触し、その後、職務質問を受けていた疑いがあり、A は、被告人から金を借りていたことから、D を庇い、被告人を罪に陥れるために虚偽供述をする動機があるから、A の供述には疑問がある旨主張する。しかし、A は、D と会ったこと自体を明確に否定しており、その供述に疑問点は見当たらない。また、A は、被告人に対して、自分のせいで検挙されて申し訳ない旨供述しており、その供述態度からは、被告人を庇おうとする姿勢がうかがわれる一方、被告人に不利益な虚偽を述べようとする姿勢はうかがわれない。

弁護人は、A は、捜査段階においては、被告人から覚せい剤を有償で譲り受けていたと供述したり、本件の1週間前にも被告人から覚せい剤を譲り受けていた旨の供述をしており、公判供述と変遷がある旨主張する。さらに、弁護人は、A が約2、3年前に被告人から覚せい剤を譲り受けたとか、金銭を貸借したとかいった、被告人が服役中で実現不可能な不合理な供述をしているとも主張する。しかし、供述の変遷について、A は、捜査段階においては、覚せい剤が切れて冷静な精神状態でなく、取調べを早く終わらせたいという気持ちから記憶と異なる説明を取調官にしており、被告人から有償で覚せい剤を譲り受けたり、1週間前にも譲り受けたというのは間違いである旨公判で供述している上、その公判における供述は、捜査段階における供述よりも被告人に有利な内容にいわば後退しており、被告人を庇う姿勢がうかがわれ、被告人に不利益な虚偽供述をしているとは考えられない。被告人から覚せい剤を譲り受けた時期が被告人の服役中であったという点も、A は時期は曖昧であると供述しており、単なる記憶違いと考えるのが自然である。

弁護人は、ビデオカメラの画像によっては、封筒の受け渡しは確認できず、被告人が接触の前後を通じて携帯電話を所持していたことが確認できる旨主張し、被告人も、当時、右手に白色の携帯電話のストラップを持ってぶら下げていた旨供述する。しかし、被告人が供述するような携帯電話の存在については裏付けがない上、

仮に被告人が携帯電話を持っていたなら、A と連絡を取っていた赤いカバーの携帯電話である方が自然である。前記のとおり、A 及び B の供述とビデオカメラの映像とが合致している点について、疑いは生じない。

3 以上の検討によれば、判示の日時場所において、被告人が、A に対し、判示のとおり、覚せい剤入りの封筒を手渡して譲渡したことを認定できる。

第3 判示第2の覚せい剤自己使用の鑑定書について

1 被告人は、平成30年8月25日、通常逮捕され、同月26日、警視庁荒川警察署において、任意採尿に応じて、警察官 B と同 E に対し、尿を提出した。この尿について、尿中覚せい剤検査キットを利用した予試験が行われた上、同警察署から警視庁科学捜査研究所（以下「科捜研」という。）に鑑定嘱託がされ、この際の採尿容器の封緘番号はA7702であった。科捜研においては、所属の薬物研究員 C が覚せい剤含有の有無の鑑定を担当し、封緘紙番号A7702の尿から覚せい剤が検出された旨の鑑定書（甲36）を作成した。

2 C は、封緘紙番号A7702の尿を警察庁所定の手順や方法に従って鑑定した結果、覚せい剤の検出が確認された旨供述しており、この C の供述に疑うべき点は見当たらない。C の鑑定について、尿の同一性についても、覚せい剤の検出の判断についても、問題はうかがわれない。

もともと、被告人は、被告人の尿を検査キットで予試験をした際、覚せい剤スティックのテストラインが表示されており、覚せい剤は不検出の結果であった旨供述し、弁護人は、C の鑑定結果には疑問がある旨主張する。予試験に立ち会った B 警察官は、当時、同テストラインが薄く表示されているように見え、被告人も「陰性だろう。」と言い、他方で見えないという者もいて、判断が微妙な結果であった旨供述している。

しかし、当時の検査キットの写真による限り、覚せい剤スティックのテストラインが顕著に表示されているとは認められず（甲39）、覚せい剤の反応が陽性であると判断することも可能であったと考えられる。しかも、C によれば、検査キッ

トでの覚せい剤検出の判断は、本鑑定と比較すると、覚せい剤スティックのテストラインを肉眼で評価することから、判断する者の個人差が生じ得ること、覚せい剤のテストラインが表示されたのに実際には覚せい剤が陽性である場合も存在し、その一例として、覚せい剤の濃度が薄いと、ぼやけた線が表示される場合があることが認められる。そして、C によれば、本鑑定における被告人の尿の覚せい剤の濃度は、1ミリリットル当たり0.5マイクログラムの限界値から2.0マイクログラムまでの「薄い」、20.0マイクログラムまでの「中程度」、それ以上の「濃い」、という3段階で評価すると「薄い」場合に当たるというのであり、本件の予試験で覚せい剤のテストラインがあいまいにぼやけていたとしても、被告人の尿に覚せい剤が含まれていたこととは矛盾しない。

また、弁護人は、被告人は、自宅に捜索差押えを受けた際、出前で注文したたぬきそばとかつ丼を1人で平らげるなどしており、食欲低下といった覚せい剤使用時に特有の症状がなかった旨主張し、被告人もこれに沿う供述をしている。しかし、このような覚せい剤使用時の症状は、感覚的なもので個人差があると考えられる上、前記 C の供述によれば、被告人の尿中の覚せい剤の濃度は薄く、したがって、被告人の体内の覚せい剤の含有量も比較的少なく、その薬理効果も低下した状態であったと考えることができるから、その時点で、被告人が覚せい剤の症状を自覚できない程度であったとしても、そのことで疑問が生じるとはいえない。

3 以上の検討を踏まえ、C の証言及び鑑定書によれば、被告人の尿から覚せい剤が検出したことを認定できる。

第4 判示第2の覚せい剤使用の故意及び行為

1 被告人が、平成30年8月26日に提出した尿から覚せい剤が検出したことを前提とすると、同日から遡って2週間程度の覚せい剤の体内残留期間におけるいずれかの時点において、覚せい剤が被告人の体内に摂取されたことを推認できる。

覚せい剤は、社会において厳重な取締りを受ける法禁物であり、一般に流通しているものではないから、通常の生活をしている限り、無意識に体内に摂取されるこ

とはあり得ない。したがって、覚せい剤を体内に摂取した者は、特段の事情のない限り、密売された覚せい剤を入手するなどして濫用目的等で故意に自己使用したものと考えられる。

被告人は、これと近い時期に、判示第1のとおり覚せい剤譲渡に及んでいるし、覚せい剤取締法違反の前科を有し、覚せい剤を自己使用した経験があることも認めており、覚せい剤との親和性が高い人物であるから、覚せい剤を故意に自己使用したと考えることは一層自然である。

2 被告人は、同月21日、交際相手が自宅に来て、翌22日朝7時頃まで滞在したが、その様子がおかしく、便所で覚せい剤を使用していた、怒ってけんかとなったので、同交際相手から飲食物に覚せい剤を混入されて、知らないうちに摂取させられた可能性がある旨供述する。

しかし、被告人は、同交際相手が滞在した当時、飲食物に覚せい剤特有の味覚を感じたり、覚せい剤を摂取したことによる薬理効果を感じたこともなかった旨供述しており、現実には、被告人が可能性を指摘するような覚せい剤の混入があったとは考えられない。被告人は、同交際相手との経緯を捜査段階で警察官に話した旨供述するものの、その旨の供述調書は作成されなかったとうかがわれ、供述に変遷が認められる上、被告人は、同交際相手の氏名や住所を供述することを拒否しており、被告人の供述を裏付けるものはない。しかも、被告人は、同月22日午前1時2分頃、「さっきまで六本木で飲んでて今は新宿来てる。」旨のラインメッセージを知人に送信しており（甲43）、当時、被告人が自宅にいて交際相手が来たということ自体が疑わしい。

3 以上によれば、被告人が覚せい剤を故意に自己使用したことに疑いを生じさせるような特段の事情は認められず、覚せい剤使用の故意及び行為を認定できる。

第5 結論

以上の次第で、判示第1、第2のいずれについても、弁護人の主張を採用できず、判示のとおり的事实を認定できる。

(累犯前科)

被告人は、平成26年9月30日東京地方裁判所で覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反の各罪により懲役2年6か月に処せられ、平成29年6月21日その刑の執行を受け終わったものであって、この事実は前科調書(乙6)によって認める。

(法令の適用)

罰 条

第1の行為 覚せい剤取締法41条の2第1項

第2の行為 覚せい剤取締法41条の3第1項1号、19条

累 犯 加 重 各罪について、刑法56条1項、57条(再犯の加重)

併 合 罪 の 処 理 刑法45条前段、47条本文、10条(犯情の重い第1の罪の刑に法定の加重)

未 決 勾 留 日 数 刑法21条(130日を刑に算入)

訴 訟 費 用 刑事訴訟法181条1項ただし書(不負担)

(量刑の理由)

覚せい剤の譲渡は、法禁物である覚せい剤の害悪を社会に拡散する悪質な行為であり、Aからの求めに応じたという事情もその悪質性を減じるものとはいえず、厳しい処罰に値する。覚せい剤の自己使用もそれ自体悪質な事案である。しかも、被告人は、覚せい剤取締法違反の前記累犯前科を有し、平成29年6月に刑期を終えたばかりなのに本件各犯行に及んでおり、覚せい剤との親和性が高く、この種事犯に対する規範意識が鈍麻している上、本件各犯行を否認し、反省の態度もない。したがって、犯情は悪く、相応の期間の実刑は免れない。

よって、主文のとおり、判決する。(求刑一懲役3年6か月)

平成31年4月8日

東京地方裁判所刑事第11部

裁 判 官

井 下 田 英 樹